

京都市産業関係手数料条例の一部を改正する条例の制定（平成29年12月22日京都市条例第17号）（産業観光局観光MICE推進室）

通訳案内士法及び構造改革特別区域法の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、京都市産業関係手数料条例第2条に定める通訳案内士法に基づく事務に係る手数料の徴収について、関係規定を整備しました。

この条例は、平成30年1月4日から施行することとしました。

京都市産業関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年12月22日

京都市長 門川 大作

京都市条例第17号

京都市産業関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市産業関係手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「構造改革特別区域法において準用する」を削り、同条各号列記以外の部分中「構造改革特別区域法第19条の2第8項において準用する」を削り、「準用通訳案内士法」を「この条において「法」」に改め、同条第1号中「準用通訳案内士法」を「法第57条において準用する法」に改め、同条第2号及び第3号中「準用通訳案内士法」を「法第57条において準用する法」に、「通訳案内士登録証」を「地域通訳案内士登録証」に改める。

附 則

この条例は、平成30年1月4日から施行する。

(産業観光局観光MICE推進室)